運委参第466号 平成27年2月26日

株式会社ジェイエア 代表取締役社長 殿

運輸安全委員会 委員長 後藤 昇弘

株式会社ジェイエア所属ボンバルディア式CL-600-2B19型 IA206 Iの重大インシデントに係る勧告について

本重大インシデントにおいて機長及び副操縦士は、緊急事態であるエンジン火災の警告メッセージへの対応に時間を要し、エンジン火災の警告メッセージが表示された状態のまま機体を風に正対させず、停止させることもなく 駐機場に入ったと認められる。

エンジン火災の警告メッセージへの対応に時間を要したことについては機 長及び副操縦士が警告メッセージに誤警報の疑いを持ったためと考えられる。 しかし、機長及び副操縦士は、規定に従い、危機意識を持ってエンジン火災 の警告メッセージへ対応するための措置を最優先で迅速に行うべきであった ものと考えられる。

当委員会は、本重大インシデントの調査結果を踏まえ、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、貴社に対し、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

安全上重要なシステムの機能についての教育訓練を充実すること及び火災 発生時の訓練の内容について見直しを行うこと。